

平成29年度 智頭町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木)
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	欠	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 13名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

仮議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	平 尾 晴 次	出	16	草 刈 章 博	出
17	前 川 義 憲	出	18	西 沖 和 己	欠

計 3名

4. 欠席委員 席番7番 國岡 美保子委員 席番18番 西沖 和己委員
5. 日 程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案審議

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第五回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、席番七番國岡美保子委員が欠席の為、十四名中十三名の出席となりますので総会は成立します。農地利用最適化推進委員の出席状況は、席番十八番西沖和己委員が欠席です。  
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願いします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番二番小宮山晃次委員、席番三番春摘要委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
異議なしと認め決定いたします。  
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について  
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
平成二十九年八月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 事前にお配りしてる議案書と、本日お配りしている位置図をご覧ください。この二つに沿って説明していきます。  
議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。  
本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。  
譲渡人は大字大内の〇〇〇〇さん、譲受人は大字三田の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三田地内にある田二筆で計千二百十六平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。  
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。  
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、申請者が高齢であるため農機具を利用せず、手作業で農作業は行う予定であり、効率的に利用されるものと思います。  
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で  
一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、現在も譲受人が耕作しており、今後も必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、既に経営面積が二十一アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、現在も耕作しており周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われれます。

申請年月日は平成二十九年七月十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から三ページです。

地区担当の席番十三番山中眞守委員に調査結果の報告をお願いいたします。

山中委員

調査結果の報告をします。八月一日に現地にて譲受人と確認をしました。譲受人は以前より申請地を耕作しており、写真のとおり草は生えておりますが、高齢で一人暮らしの為、作っている範囲は狭いです。機械も持っておられないので、手作業で出来る範囲でしておられます。場所は譲受人の自宅の隣地です。これらの事から考えて、申請は問題ないと思われれます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について  
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年八月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

またこの議案において、席番十二番竹下るみ子委員のご主人が貸付人となっている事案が含まれますので、農業委員会法第二十四条の規定に基づき、議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室してい

たきます。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(竹下委員退室)

事務局の説明をお願いします。

局長

議案第二号をご覧ください。議案書二から三ページをご覧ください。

智頭町長より平成二十九年七月二十六日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が二筆、継続の利用権設定の計画が二筆です。面積は、合計千六百七平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

(竹下委員入室、着席)

本日の提出案件はすべて終了しました。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長

その他について説明いたします。

・平成二十九年度農地利用状況調査について

議 長  
局 長

以上をもちまして、平成二十九年度第五回総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。  
次回総会は、九月八日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年八月十日

会 長 小 林 功